

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月22日
【発行者（受託者）名称】	オルタナ信託株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 池田 匠作
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋堀留町一丁目9番6号
【事務連絡者氏名】	オルタナ信託株式会社 信託事業部長 高木 賢一
【電話番号】	03-6820-9640（代表）
【発行者（委託者）氏名又は名称】	エスティ 2 5 合同会社
【代表者の役職氏名】	代表社員 一般社団法人 2 5 職務執行者 高山 知也
【住所又は本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 東京共同会計事務所内
【事務連絡者氏名】	三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社 デジタル投資銀行部長 田本 英輔
【電話番号】	03-3527-2830（代表）
【届出の対象とした募集有価証券の名称】	三井物産グループのデジタル証券～名古屋・大規模レジデンス～（譲渡制限付）
【届出の対象とした募集有価証券の金額】	一般募集 3,087,880,000円 （注）募集有価証券の金額は、発行価額の総額です。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年7月2日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、添付書類である信託契約書の締結準備過程において信託配当支払日に関する誤記が判明したため、信託配当支払日に関する事項を訂正し、添付書類である信託契約書の記載事項の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(1)第一部 証券情報

第1 内国信託受益証券の募集（売出）要項

5 給付の内容、時期及び場所

(2)（添付書類の差替え）

「信託契約書」

3【訂正箇所】

(1)訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国信託受益証券の募集（売出）要項】

5【給付の内容、時期及び場所】

(1) 分配金

<訂正前>

（前略）

本受益者に対する配当金額、元本の一部減少としての払戻金額及び残余財産の分配金額の計算方法等

本信託（後記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 1 概況（1）信託財産に係る法制度の概要」に定義します。以下同じです。）は、原則として各信託配当支払日（本信託契約にしたがって本信託の全部が終了する日（以下「信託終了日」といいます。）である計算期日（以下に定義します。）を除く各計算期日が属する月の翌々月末日（ただし、当該日が営業日（銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日）をいいます。以下同じです。）でない場合は前営業日とします。）をいいます。以下同じです。）に、本受益者に対して配当を行います。配当金額は、受託者と締結するアセット・マネジメント業務委託契約の当事者としての三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社（以下「アセット・マネージャー」といいます。）が各計算期日（信託終了日を除きます。）までに決定し、受託者へ通知するものとします。かかる通知は、アセット・マネージャーが対象となる信託計算期間（本信託の計算期間をいいます。以下同じです。）の未処分利益若しくは未処理損失に対する信託配当の比率又は信託配当金額を通知することにより行います。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

本受益者に対する配当金額、元本の一部減少としての払戻金額及び残余財産の分配金額の計算方法等

本信託（後記「第二部 信託財産情報 第1 信託財産の状況 1 概況 （1）信託財産に係る法制度の概要」に定義します。以下同じです。）は、原則として各信託配当支払日（本信託契約にしたがって本信託の全部が終了する日（以下「信託終了日」といいます。）である計算期日（以下に定義します。）を除く各計算期日が属する月の翌々月の応当日（ただし、当該日が営業日（銀行法（昭和56年法律第59号。その後の改正を含みます。）により日本において銀行の休日と定められ、又は休日とすることが認められた日以外の日）をいいます。以下同じです。）でない場合は前営業日とします。）をいいます。以下同じです。）に、本受益者に対して配当を行います。配当金額は、受託者と締結するアセット・マネジメント業務委託契約の当事者としての三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社（以下「アセット・マネージャー」といいます。）が各計算期日（信託終了日を除きます。）までに決定し、受託者へ通知するものとします。かかる通知は、アセット・マネージャーが対象となる信託計算期間（本信託の計算期間をいいます。以下同じです。）の未処分利益若しくは未処理損失に対する信託配当の比率又は信託配当金額を通知することにより行います。

（後略）

(2)上記の添付書類を再提出しております。